

「一人一人が輝く学校を目指して」

人権の窓

61

本

校では、「毎日が
人権の日」という

考えの下、全教育活動に
おいてさまざまな活動や
体験を通して、人権教育
を進めています。授業で

学んだり、行事を通して
学んだり、日々の生活の
中で学びながら人権意識
を高めています。今回は
本校で行っている2つの

取り組みについて紹介します。

マ

イレコードトライアルは、
特別活動の取り組みとして
昨年度から始まったものです。全

校児童は鉄棒や竹馬などの実技種
目から、漢字や英会話などの学習
種目まで全15種目から選択して、
休み時間や冬休みの約1カ月間を
練習期間として取り組みます。そ
して、当日は「級検定」を行いま
す。

こ

の取り組みの良いところ
は、みんながお互いに高ま
り合えることです。互いに相手の

頑張りに気付き、励まし合うこと
を通じて、友だちの良さに気付
き、友だちを深く理解するととも
に、自分自身を見直すきっかけに
もなります。この取り組みを通し
て新たな友だちの輪を広げること

ができた児童が多くいます。これ
からも回を重ねるごとに各種目の
技能の高まりに合わせて、相手を
認め、受け入れ、共に高め合う意
識が高まることを期待していま
す。

へ

アかがやき見つけは、ある
学級で行われた日々の取り
組みの一つです。ペアを組み、帰

りの会の時間に相手の頑張りと良
いところ、「かがやいていた」ポイ
ントを伝え合います。かがやきを
見つける相手は、日ごとに変わる
ため、毎日いろんな視点で自分の
良いところを聞くことができま
す。そのため、帰りのあいさつの
時は、みんな笑顔です。自分の良
いところに気付くだけでなく、相
手の良いところを見つければ「目」が
きたえられ、より深く友だちを理
解することができます。

こ

れらは本校の取り組みのほ
んの一部ですが、一人一人

がかがやく学校を目指して今後も
全校挙げて取り組んでいきます。

(園部小学校

人権教育主任

福岡 貴之)

ふ・れ・あ・い



—第24回—

暮らしの中の人権
～日本国憲法施行70年～

昭和22年5月3日に施行さ
れた日本国憲法は、今年で70
年の節目となります。国民が
定める民定憲法として制定さ
れたこの憲法では、「国民主
権」「平和主義」「基本的人権の
尊重」の三つを基本原理として
います。

国民主権とは、国の政治の
あり方を最終的に決めるのは
国民であるという憲法前文の
考え方で、18歳以上の人に選
挙権があったり、選挙で選ば
れた国民の代表が政治を行
なったりするのは、この原則
によるものです。

また憲法第9条では、戦争
の放棄、戦力の不保持、交戦
権の否認を定めています。こ
の平和主義の原則は、第2次
世界大戦で、戦争の悲惨さを
痛感したことからの反省から憲法

に取り入れられました。
そして憲法では人種・信条・
性別・社会的身分・門地など
によって差別されないとする
法の下での平等、思想・良心の
自由、信教の自由、学問の自
由、生存権、教育を受ける権
利、勤労の権利など、さまざま
な人権を「基本的人権」とし
て保障しています。

私たちは日常生活で憲法に
ついて考えることはあまりな
いかもしれません。でも憲法
は私たちの命や自由・平等を
保障し、暮らしを支える大切
なものです。

憲法施行から70年、国民主
権、平和主義、そして暮らし
の中でとても大切な「人権」に
ついて今一度考えてみてはい
いかでしょうか。

(人権政策課)

